

技能実習生の行方不明者 発生防止対策について

公益財団法人 国際研修協力機構

目 次

はじめに

1 技能実習生・研修生の入国・在留者数

- (1) 新規入国者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (2) 在留者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

2 技能実習生の行方不明者数等

- (1) 不法在留者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- (2) 技能実習2号の行方不明者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

3 行方不明者の発生を防止するために

- (1) 送出し機関の選定と信頼関係の構築・・・・・・・・・・5
- (2) 技能実習生の選抜・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- (3) ミスマッチをなくす・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- (4) 多くの人々の世話になっていることを理解させる・・・・・6
- (5) 日本滞在中の技能実習生のケア・・・・・・・・・・・・・・・・6
- (6) 帰国後のフォローアップ等・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

4 行方不明者が発生するとどうなるのか

- (1) 法的には・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- (2) 行方不明が発生した場合には・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

はじめに

公益財団法人国際研修協力機構（以下「JITCO」という。）では、ホームページ・各種セミナー等を通じ技能実習生の関係統計を広く公表し、行方不明者発生防止への注意を喚起するとともに、監理団体・送出し機関へのアドバイス、送出し国政府への要請、母国語情報誌「技能実習生の友」を通じて技能実習生に呼びかけ、各種広報出版物での制度・関係法令等の周知徹底など、様々な防止策を推進しています。本冊子を活用することにより、監理団体及び実習実施機関の皆様の適正かつ円滑な技能実習生の受入れにぜひお役立てください。

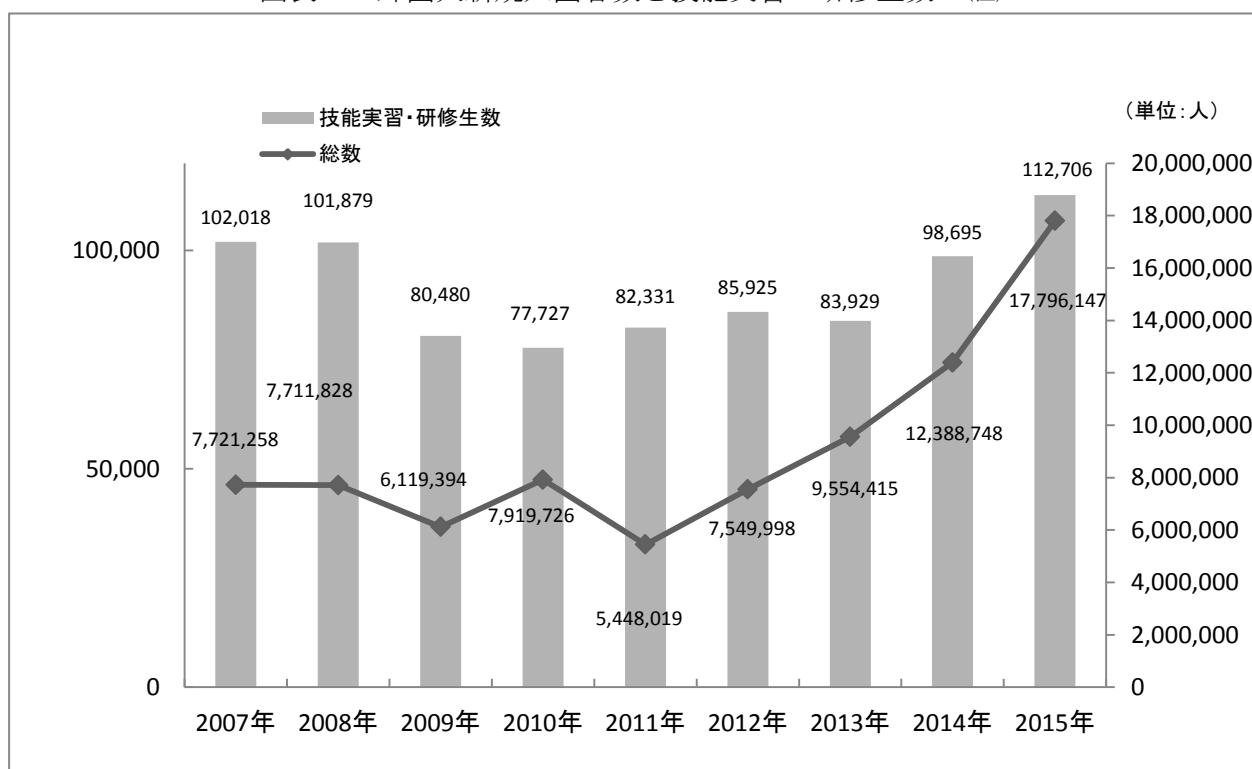
1 技能実習生・研修生の入国・在留者数

(1) 新規入国者数

近年の日本への外国人新規入国者数（再入国者を除く。）は、東日本大震災の影響等から2011年に大幅に減少しましたが、その後増加に転じ、2015年は約1,780万人（前年比約43.7%増）でした。このうち、在留資格「技能実習」(注)は97,004人（前年比17.5%増）、「研修」は15,702人（前年比2.9%減）、合計112,706人（前年比約14.2%増）でした。

技能実習生・研修生の新規入国者数は、2008年に発生したリーマンショックの影響等を受け、2009年に大幅に減少した後、ほぼ横ばいで推移していましたが、2014年以降は増加傾向がみられます。

図表1 外国人新規入国者数と技能実習・研修生数 (注)



(注) 技能実習生数には、入管法第12条による上陸特別許可を受けたものを含む。

(出典：法務省入国管理局)

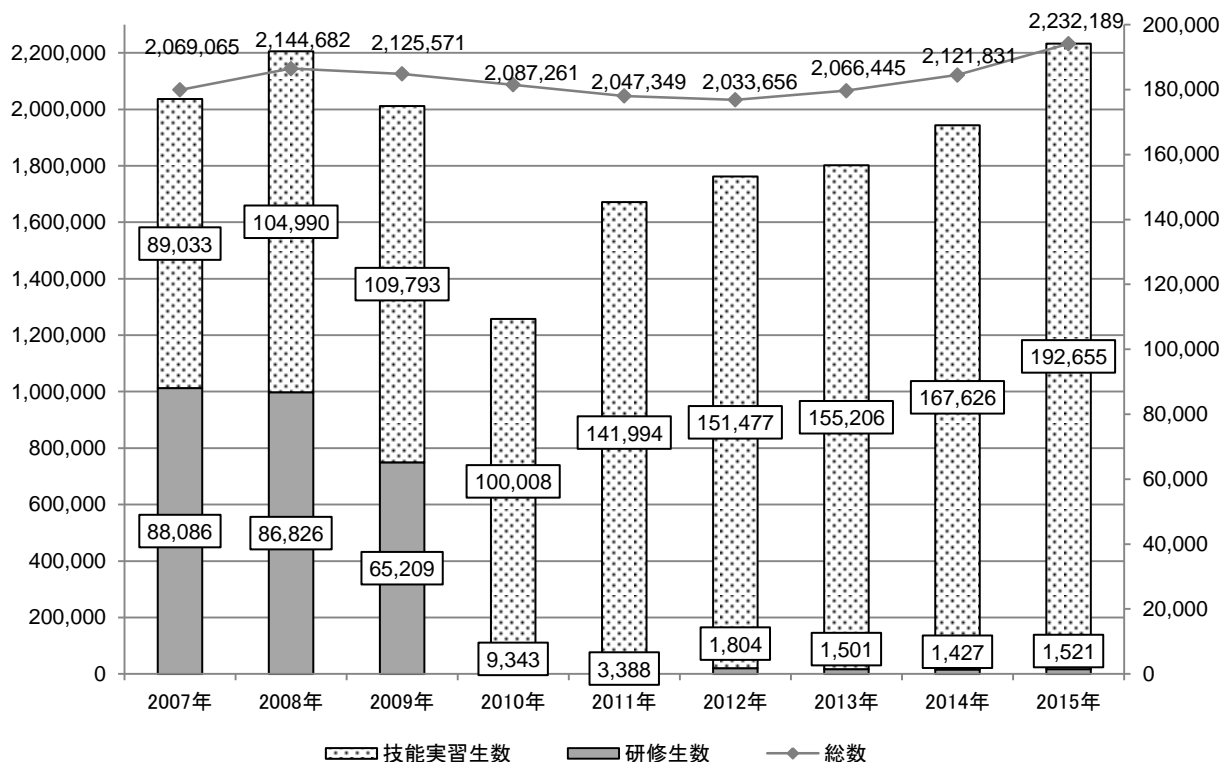
(2) 在留者数

2015年12月末時点の外国人在留者数（中長期在留者数及び特別永住者数）は、約223万人（前年比5.2%増）でした。このうち、在留資格「技能実習」の在留者数は、192,655人（前年比14.9%増）、在留資格「研修」の在留者数は1,521人（6.6%増）でした。

技能実習生・研修生の在留者数は、2007年から2008年にかけて増加しましたが、2008年に発生したリーマンショックの影響等を受け、2009年から2010年にかけて大幅に減少しました。2011年以降は、増加傾向が見られます。

図表2 外国人在留者数と技能実習・研修生数 (注)

(単位：人)



(出典：法務省入国管理局)

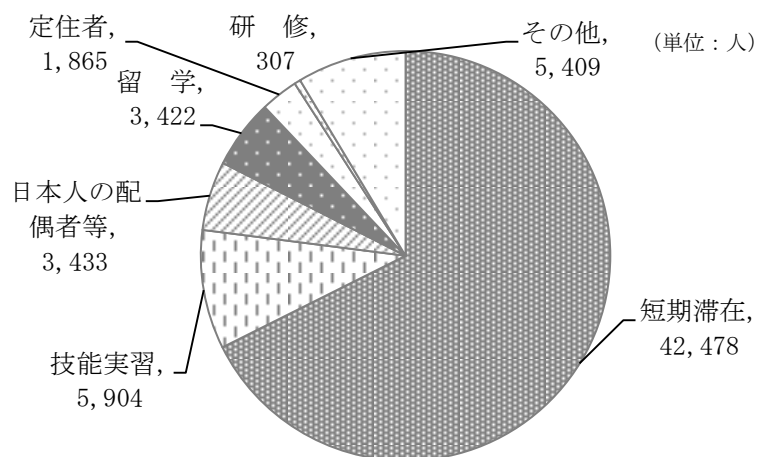
(注) 2011年までは、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者数の数である。

2. 技能実習生の行方不明者数等

(1) 不法残留者数

2016年1月1日時点の不法残留者数は62,818人(前年比4.7%増)でした。在留資格別不法残留者数の内訳は、「短期滞在」が42,478人(全体の67.6%)、「技能実習」5,904人(全体の9.4%)、「留学」3,422人(全体の5.4%)、「研修」307人(全体の0.5%)でした。

図表3 在留資格別不法残留者数(2016年) (注)



(出典：法務省入国管理局)

図表4 在留資格別不法残留者数の推移 (注) (単位：人)

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
短期滞在	54,220	46,845	43,943	41,403	41,090	42,478
技能実習	3	641	1,614	2,830	4,679	5,904
日本人の配偶者等	5,843	5,060	4,291	3,719	3,709	3,433
留学	4,322	3,187	2,847	2,777	2,806	3,422
定住者	3,199	2,627	2,088	1,954	1,889	1,865
研修	1,192	732	501	396	336	307
その他	9,709	7,973	6,725	5,982	5,498	5,409
合計	78,488	67,065	62,009	59,061	60,007	62,818

(出典：法務省入国管理局)

(注) 図3及び図4は、毎年1月1日に算出した数値である。

(注) 図3及び図4は、在留資格別不法残留者数の「留学」には、不法残留となった時点での在留資格が「就学」(2010年7月1日施行前の出入国管理及び難民認定法上の在留資格)であった者の数も含まれる。

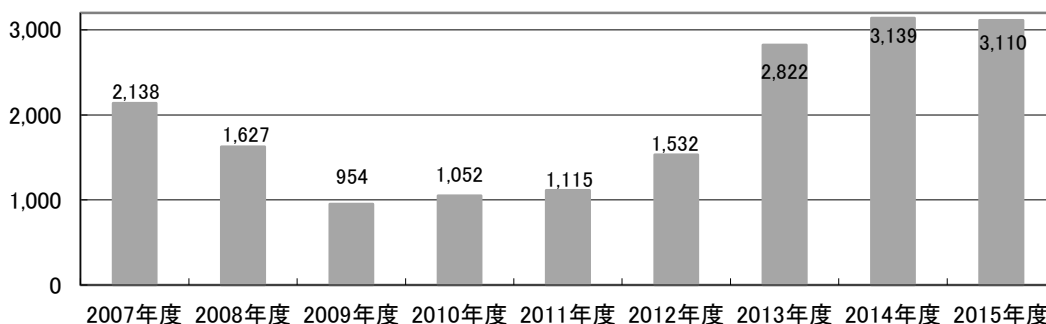
(注) 技能実習は「技能実習1号イ」、「技能実習1号ロ」、「技能実習2号イ」及び「技能実習2号ロ」の合計である。

(2) 技能実習 2 号の行方不明者数

技能実習生の行方不明者に関しては、出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令（上陸基準省令）及び出入国管理及び難民認定法第 20 条の 2 第 2 項の基準を定める省令（変更基準省令）に基づき、監理団体又は実習実施機関が、地方入国管理局に報告することが義務付けられております。また、技能実習 2 号の行方不明者数については、技能実習制度推進事業運営基本方針（厚生労働大臣公示）に基づき、技能実習制度推進事業の実施機関（推進事業実施機関）に対しても報告することとなっています。

推進事業実施機関である JITCO は、監理団体又は実習実施機関から報告を受けた技能実習 2 号の行方不明者数を毎年とりまとめています。2015 年度に監理団体又は実習実施機関から、JITCO が受けた行方不明報告者数は、3,110 人（前年比 0.9%減）でした。主な国籍別の内訳を見てみると、中国 1,599 人（全体の 51.4%）、ベトナム 1,015 人（全体の 32.6%）、インドネシア 138 人（全体の 4.4%）でした。

図表 5 技能実習 2 号の行方不明者数の推移 (注) (単位：人)



図表 6 国籍別技能実習生 2 号行方不明者数の推移 (注) (単位：人)

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
中国	636	906	1,709	1,902	1,599
ベトナム	256	371	752	787	1,015
インドネシア	93	105	126	200	138
ネパール	2	21	93	81	80
ミャンマー	10	6	6	26	72
カンボジア	1	2	6	9	65
フィリピン	49	33	24	41	56
スリランカ	2	13	33	23	39
タイ	51	45	48	33	18
モンゴル	7	17	7	11	16
その他	8	13	18	26	12
合計	1,115	1,532	2,822	3,139	3,110

(注) 上記図 5 及び図 6 の数値は、毎年 4 月 1 日現在で算出している。

3 行方不明者の発生を防止するために

(1) 送出し機関の選定と信頼関係の構築

外国人技能実習制度に対する理解が不十分な送出し機関を選定すると、日本側の受入れ態勢が整っていたとしても、結果的に大量の行方不明者の発生に繋がる可能性があります。安易に送出し機関を選定せず、送出し機関の質を十分見極めてください。また、技能実習生の選抜、本邦外における講習・外部講習、技能実習中の巡回、帰国までのフォロー等は、日本側の受入れ機関だけの努力では限界があるため、送出し機関との連絡を密にして信頼関係の構築に努めてください。

(2) 技能実習生の選抜

技能実習生選抜の際には、技能実習生本人が所属する派遣元の企業を訪問し、本人の就業状況等を確認してください。その際は、送出し機関はもとより、日本側の監理団体、実習実施機関の責任者、担当者が、現地に赴き、企業訪問や選抜試験、面接に積極的に関与し、熱意のある、心身共に健康な技能実習生を選抜してください。また、本制度が帰国してから日本で学んだことを活かして活躍するためのものだということを、本人だけではなく家族にも十分理解していただきましょう。

(3) ミスマッチをなくす

① 職種のミスマッチ

希望を持って来日した技能実習生を失望させ、結果として行方不明者の発生に繋がることのないよう、技能実習生を選抜する際には、職種のミスマッチが起こらないよう、細心の注意を払ってください。

② 処遇・技能実習環境のミスマッチ

講習手当・賃金の額、技能実習時間等、「処遇」や「技能実習の環境」を巡るトラブルが発生しないよう、面接時、選抜後の送出し機関及び監理団体による本邦外における講習・外部講習、さらには入国直後の講習において、「講習中の待遇概要書」の交付を通じ、処遇等の確認を必ず行ってください。また、雇用契約の締結の際は、雇用契約書(母国語併記)を交付して処遇を明示し、社会保険料等の法定控除項目はもとより、労使協定に基づく寮費・水道光熱費等の法定外控除項目や時間外労働に対する割増し賃金等について説明し、技能実習生に十分理解させるようお願い致します。

③ 日常のトラブル

日本の生活様式はもとより、文化、風習の違いがもとなるトラブルの発生を防止するため、監理団体・実習実施機関は、来日前の本邦外における講習・外部講習や入国後の講習で、技能実習生に対し、食文化の違い、社会ルールの違い、日本における安全・衛生のあり方等、基本的な日本の生活様式を具体的に学ばせましょう。

また、技能実習生たちの母国での生活スタイルに配慮できるのであれば積極的に取り入れ、日本での日常生活で、あまり違和感を覚えさせないような工夫が効果的です。生活指導員は、技能実習生たちが早く日本での生活に慣れるよう指導するとともに、地

域の催しへの積極的な参加促進、近隣住民との交流への支援等、技能実習生の立場に立って、助言・指導を行ってください。

(4) 多くの人々の世話になっていることを理解させる

日本に入国し滞在していく上で、技能実習生は、母国の家族等のもとより、日本の監理団体・実習実施機関の代表者や指導員等、多くの人々のお世話になっていることを本人に理解させてください。

(5) 日本滞在中の技能実習生のケア

監理団体・実習実施機関は、技能実習生との積極的なコミュニケーションを心掛け、親身になって世話や指導を行うとともに、複雑な問題については送出し機関に応援を要請し、監理団体・実習実施機関と送出し機関が相互に補完し合って技能実習生を指導・サポートすることで、彼らが安心して技術・技能修得に打ち込める環境を整えましょう。

また、行方不明者の発生を憂慮するあまり、技能実習生を部屋に閉じこめる、四六時中見張って行動の自由を制限する、本人携帯が義務であるパスポートや在留カードを監理団体・実習実施機関で一括して保管するなど、人権を侵害するような行為は絶対に行わないでください。

(6) 帰国後のフォローアップ等

監理団体・実習実施機関は、送出し機関に対し、帰国した技能実習生が派遣元企業に復職できるよう働きかけるとともに、何らかの事情で復職することが不可能な場合には、本人が日本で修得した技術・技能を発揮できる職場に就職できるよう、送出し機関に対し、最大限の努力を払うよう協力を依頼してください。

4 行方不明者が発生するとどうなるのか

(1) 法的には

① 不正行為

入管法上陸基準省令「技能実習1号イ」第18号、「技能実習1号ロ」第16号及び「研修」第10号では、技能実習（及び研修）に係る「不正行為」が類型化されています。地方入国管理局が確認した「不正行為」が、技能実習（及び研修）の適正な実施を妨げるものであった場合は、当該機関における研修生や技能実習生の受入れは、不正行為が終了した日後一定期間（行為の重大性に応じて5年、3年又は1年の期間）認められないこととなります。

このうち、行方不明については、監理団体・実習実施機関（及び受入れ機関）において、直前1年以内に、受け入れ又は雇用した技能実習生（及び研修生）が、次の表の人数を超過する行方不明を発生させた場合、行方不明の多発として、「不正行為」に該当するものと定めております（行方不明となったことに実習実施機関（及び受入れ機関）の責めがある場合が対象）。

受入れ総数	人数
50人以上	受入れ総数の5分の1
20人以上49人以下	10人
19人以下	受入れ総数の2分の1

行方不明者の多発による不正行為を行ったと認められる旨通知（技能実習（及び研修）の適正な実施を妨げるもの）を受けた監理団体や実習実施機関等は技能実習生の新規受入れが3年間できなくなると同時に、技能実習生や研修生の在留期間更新等の申請も認められなくなります。在籍する技能実習生や研修生に責がなく、技能実習（及び研修）の継続を本人が希望する場合には、その旨を地方入国管理局等へ申し出るとともに、当該技能実習生や研修生を受け入れる新たな監理団体・実習実施機関等を探す必要があります。

さらに3年を経過した後であっても、地方入国管理局は、監理団体・実習実施機関等に改善策の提出を求めた上で、問題再発のおそれがなく適正な技能実習の実施が見込める場合に限り、初めて受入れの再開を認めることとなります。

② 不法滞在者への罰則等

ア 罰金等

- ・不法残留罪：3年以下の懲役若しくは禁錮若しくは300万円以下の罰金
- ・不法就労助長罪：3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金
- ・資格外活動の罪：1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは200万円以下の罰金（専ら行っていると明らかに認められる場合は、3年以下の懲役若しくは禁錮若しくは300万円以下の罰金）
- ・退去強制された者に対する上陸拒否期間：5年又は10年

イ 出国命令制度

自ら出頭した不法滞在者で、本邦からの速やかな出国が確実と見込まれる等一定の要件を満たす者については、退去強制手続きによらず、簡易な手続きで迅速に出国させる。これにより出国した者に係る上陸拒否期間は1年。

ウ 在留資格取消制度

虚偽その他不正手段により上陸許可等を受けたこと、または現に有する在留資格に係る活動を正当な理由なく継続して3か月以上行なわず在留していること等の一定の事由に該当した場合、在留資格が取り消される。これにより在留資格を取り消された場合、当該外国人は該当事由に応じて退去強制若しくは指定期間内に自主出国することとなる。

(2) 行方不明が発生した場合には

万が一、技能実習生が行方不明になった場合には、次の点を参考にした上で必要な措置を講じてください。

- 1 事故に遭った可能性がないかの観点から情報収集を行ってください。
- 2 行方不明等の発生に関する事実及び原因をできる限り正確に把握してください。
- 3 得られた情報を監理団体、実習実施機関が共有し、協力して対策を検討してください。
- 4 送出し機関に行方不明となっていることを伝え、本人から本国の家族への連絡の有無、本人が立ち寄る可能性がある場所等に関する情報提供を依頼してください。
- 5 行方不明となった技能実習生の所在把握に努めてください。
- 6 地方入国管理局に対し、当該技能実習生の行方不明を報告してください（その後、発見できた場合にも報告し、その後の対応について指導を受けてください。）。
- 7 犯罪等に巻き込まれた可能性も考慮し、所轄の警察署にも報告してください（その後発見できた場合にも報告してください。）。
- 8 JITCO 地方駐在事務所にも報告してください（「技能実習2号」のみ対象。その後発見できた場合にも報告してください。）。
- 9 他の技能実習生に対し説明を行い、動揺・連鎖反応の発生防止に努めてください。
- 10 行方不明者の所在を確認したら、行方不明報告書を提出した地方入国管理局へ、速やかに報告してください。発見された技能実習生が帰国したら、地方入国管理局へ途中帰国を報告してください。

以 上

技能実習生の行方不明者発生防止対策について

2016年10月 発行

編集・発行 公益財団法人 国際研修協力機構

〒108-0023

東京都港区芝浦 2-11-5 五十嵐ビルディング

電話 (03)4306-1100 (代表)

FAX (03)4306-1112

ホームページ <http://www.jitco.or.jp/>

※禁無断転載